既往文字在

下

二

中村俊定文庫
文庫 18
512
2

宮城県図書館蔵

中村俊定文庫

俊定蔵

移り花庵の記

火宅を離れて車に倚ゆしを
忘れたる我ぬしてい桜ちらく宮
ゆく花を惜してい咲くしめるよ
系を著る生ける日よりてを
神をかぐし知り部卯さる宮居あり
炭焼いやらしく山のたくま四阿屋を

[illegible]代さいふの新のふくしの上に
圭竇を学むこ世出集の六新を笈の
[illegible]ひよ巻紀釈の雨をたのきを食を
[illegible]紀歩よ芳梁の夢を手む
[illegible]よ巻ふ本賀の[illegible]を一釈
[illegible]の[illegible]えて生産を[illegible]ふ紀や
旦[illegible]の[illegible]の[illegible]こ釈[illegible]
似[illegible]俺源法[illegible]新載翠上に

[illegible]紀を[illegible]を[illegible]川を[illegible]む
[illegible]を巻[illegible]心[illegible]
[illegible]新[illegible]ふ[illegible]庵[illegible]善[illegible]
[illegible]山[illegible]新[illegible]の[illegible]
[illegible]四[illegible]の[illegible]
[illegible]巻[illegible]
[illegible]
[illegible]法[illegible]

[illegible]
[illegible]
取子蔵ちゝへ[illegible]武[illegible]
八子子の書稽経君子の邸[illegible]
移子[illegible]
則庵[illegible]三ちゝをれくゝ
今子[illegible]
風[illegible]の[illegible]事をれも

[illegible]
之[illegible]
梅この書や庵を
移子[illegible]
[illegible]老人敬

[illegible]武八子志村氏書稽経君所持

あら絵きの波たゝし
楓葉つもらして雨風の
ぬきに飾り葉苗そこの
いそぢ道路きしく泊り
みちまして玉ちぬらむく
石麁しきりまちさるを
拾捨し帰る人あり

石せちや東都の石友
桃花亭ハわかうし一葉を
添る杜選を砂まねき
樒むちなきて
ちんあまのゆりきの機
時々幽伏衛流
乍縁
記す
成まきんらき
右江都路北木内氏東亭桃花所持

年明樓雅亭

風をいたみてこの世にいつたへをきたる日のきさらぎ月を見のくよ物をこの世にたゆたこの世みあはしくはらに三国第一乃山を置て十湖をも大岩徒国の樹を埋すなを蓋をして

みやこの空より入京の雲を田面より つゝゝ雪を降い新を立る紙に 雅亭
百の鶴より越て一日の俳

義を小鶴の鶴 乃ら 妙 小夫を つゝ
乃味と代より 雪をもち

右句小鶴を乃理宗義郎小河原氏邸 俳老人ら
恒栖より鶴くる所なりてこの孫五嶺就翁人
所持

朝日坊ハ烏光ナリ
松隈集ニ昨烏トアル
ヲ朝日坊ト改メタル
ハ烏明ノ故意ニナセ
ルモノナラン

夏衣親うつし記

明和二丙戌初秋冒朝四郎を推乃えて吉源より出
府四年ぬうり秋の頃を新を国字に載行うつ宮殿を
出発途中凌書懸親よりの手紙屋敷を出るより清風清
光一条ちゝ見て国を離れ数千綾の地と
口碑一石の手い跡作田中氏石井ながしまを
ちゝ紀て富士山の麓行く好ゝ二千餘名ちゝ

昨烏坊

ゆ駅宿ちゝのよ富士ちゝ紀ハ帳をちゝ行
と山ちゝの河ゝ家屋をつらちて真ハ並ちゝ人
家数ちゝ有ち　松義真蹟　夏の月御池ちゝ
出て赤坂ちゝ一軒を降ちゝ茶ちゝ跡ゝ老人ゝ田
世利の為ゝ殺ゝ草鞋ゝ若ゝ湯屋の家建ハ
三ちゝ駅ちゝ出ちゝの人ゝ海なしゝ山杉宮
家源の手前ちゝ屋の花ちゝ遊仏を飾ち
安ゝ石ちゝの富士ちゝ雲ちゝ

出ありく人も旅をして情をわするものを出れ
六十余州の翁乃ミ出会ひ旅に伝はりまさ気
旨の目を清少納言坂の助手宮む修行旅をと
旅をたれるをと等も過しと銭をたまへ伝屋を
嵯峨の一派流を後にして前を多田銀山なと
中ある人に多記を出つるの孟しく浅草坂ある
二玖を行程十八所路をて一宮縁をも見にみ
出をかうえて玉へる瓶子ミ了しう坂乃目ると

九所ならび足代の実境も中も忍を入れ
唯去をのしるをおいてかゝる真路をもとめて岸
かさきの露うて風雅子遊ぶの宜かきをるゝ年や
掃多好きのかはり住の平らかな子等月山をも故をまゝ
古く別れ名香観賢やといはる人もよしし出
定む人年も躊躇して遊ぶに筆をとりてるもある
物好きに出かけるもの

春桂庵主人貴寿記

雪乃舎狐子江飯沼田甲午春舟子所持

義奥園之記

旅羅深川乃寓居ハ芭蕉菴を志たひて仙台
ゝゝ出青林の東おもてハ柳を多く植たり
思ふ我か先生宰黒の庭堀ハ家深き
合歓のをとろへし枝て雨を多く施り風
滝を落ひ園枯志孫ハさりてなもとたり
孫子孫めて多し出て其安りもハ倉獣

我ハ井木やまいたくなりての後ハ小孫何之部新
専ら出伴仙台子ハ秋の盟渡し出し事にてに
来つて日数経つる園中に假山あつて一小池を
堅ハ遊のかたち耳諸に移轉する事かり四畔
乃石をみる乃石搬をすてハ置しに石草ト
花の影多く添して堂潔と庭を可きく四畦
植まんとハ中に急ハ太かぶありたりハ
主人朝夕につりて餌をちらしてふりゐ

[illegible]

見るうちに人を驚かしむるものにはなれのつくるうち

かみしもを多くむるものを見てもはなれのうちに

多くもむものしるし余るうちに屋一ぱいを

[illegible]千時愛沙扇一ぱいを云俗ゆく中華に

西湖行の四大湖 日村先日上湖日潘湖日洮湖

[illegible]の澄しうちに新しうして新しうして潘より洮先

しうして鈎うち輕之肆志の客度しうちに人の

[illegible]

[illegible]

義に寄るうちに思うものの一気帰るしうちに寄しうち

[illegible]

国に都一一[illegible]

[illegible]

別国寺之生老胡[illegible]

古孫子潜新生員市長安世伯[illegible]所持

松蔭集ニ昨烏坊トアリ烏明故意ニ削除セラレタカ

蒼苔屋観賦　并序

蒼苔屋とは小法師の郭中城邑裡の栗
毛の駿馬の辯まる意味を以て朝夕の業の
ゆゑなるべけれども銷累を消
特情を覚えの余氏狩猟に移遷して市廛
より棚を一日五人毎朝夕千弥の家百井
魚山の麓なる昨烏坊其余の二つのと

共に所作の面を観て脚を考へ大体を
魚の躍るが如くに雲の如くなるの大
なるを賞して彼都住民妙を見るの
投て観と作せの所もなく他郭の彷徨を
壯観に時に石憂を解く為朝夕日に観
作るなり——と余仍乗じ余日脚前の
蒼苔屋何ぞんおかしよしと定む遂に
賦の賦を作て席を成る

両方に分して坂東たる所注して銚子より
荒海を吐し河もなきに清まりハ霞え入り国を
分ちて流を隔ハしもつうさ北ハ常陸下ふさ陸奥
岸形ハ形山を峯絶て渺しと限なくむら
打ち石出る端ハ松肥て蔚しと見え寒し 崇
崇まり應神の廟を祀ると旗を掲るあまた
此る余りハ舟戸の外中に建つて野路を
又ゆきちて遠き人々の岸の青樹ハ三弦の

行き合ちなる渡して交ても旅ゆくに其あふぐ
矢田部の田家ハ粋の香ぞ漂いて嵐に吹く
淋し 鰯ハ細舟をぬひちちちし
鯨取る船を数て湖水を鮭の豚取る
外をきくに帆を立て棒を以て
今ハ風を漁を浦まし をも見しを取る
五大力を積を押出すかるむし
守ハ横子往来し 舟代ハ米に押出す

喫茶去といふ語を茶鉢を起し勧進する
正覚坊ハ此男すれを出して人を驚かし
里俗云正覚坊ハ往古僧あり此江ニ溺死せる者の幽魂
なりと往々かくる泥亀のたくひあまた四ツの手を合せ
頭を備ニ拝禮し多く是汀に出ても[illegible]
里人あり此亀を取て酒を飲せて放せ
奇績を細流に背をさらして足を延ス
風を吸ひて声を動して何喰ぬ貞の摩
をちらし世間を多くある物を流して夏の
こと少し杉葉を通しかれも此亀も同しかる

ものなる此観を写して思無邪の句を
为り且此ぞ不死の猿郷壽真の亭
境に謂へ遊し時に唱咏之属に作
ニ取る仲秋十有八日朱巳生莫者
信兵坊芸蕭也
於銚子港本城邑中
蒼朝所持

名古屋亭雨中閑物記 并序

名古屋亭は北陸道の要路にして諸侯藩吏士庶
往来の絶えざる也其家思代漕運を業として
なりを近世雲奥嶺峡貢品乃歳貢を
入津せざる藩中の倉吏来りし来て出入の船を
検校せざる事なし千里之外を
小時にして其倉吏旅窩の為に設く被疆の

名古屋歌仙を信夫にして亭主部屋を人
往来船を繋ぎ炉を開き茶を煮て志を慰ぜ
炉中に鍋釜を置き薪炭を焼て寒気を防ぐ
亭の徒問訊せざる者なし居諸を忘れて
坐むこと久しくして夜の明るを覚ざるも
夜夜を的に節季来て壮者を解き行書を
床を捨て朝夕の粥を炊ぐ家なり
初日より雨夜しきりて遠の歌を日夜やむの

松陰集に昨烏坊
にの四字あり

昨烏坊に

仁義乃ち其誠を尽して反譽の至さを補ぬ

其記曰

吉郷を去て伊勢の国に帰るや松尾芭蕉翁の門人桃青子の名所を尋ねる為の旅立の餞を請て曰

笠着て草鞋はいてその日から　柳居先師利休の門を下ふめちがふ

乃ち我郷の俗也　烟草の換り物を煙草かけ

清く為る為の為し物を為る者を先へ為る為

抱敵て史郷の実境也　閑寂なる先の蜂を

曲突の煙を大に成きを恐れ薪を徙て窓に

乃ち蓑笠を以て人毋乃ち母を呼し出て

いきるを以て父母と吉尽を忘れなる縫手の

幣乃ち祝祠を此屋の中に猶生きる耳に

入て公の屋の清浄也千路長人侍て千歳を

語て曰里人云伝て塩竈六社の一社を遷て六月十日

遠年あて祭典を修て吉野一村今を街名十一

[illegible]
[illegible]氏子錦繡の袋を[illegible]て供奉を[illegible]の
[illegible]威敬崇[illegible]より和を行るに炳[illegible]
[illegible]主常に機のあくるを[illegible]西方の生[illegible]
[illegible]れ[illegible]を[illegible]人中国歴[illegible]共業[illegible]
霊[illegible]の[illegible]ハ[illegible]威徳真[illegible]ハ
[illegible]孫[illegible]の[illegible]を行を剃髪[illegible]の事[illegible]
[illegible]像[illegible]里人の老[illegible]信[illegible]八十二[illegible]

[illegible]孫[illegible]の[illegible]
御十二の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

不惜身命の行者の為に風雨をおかす事を申しまゐらせ
津の法の師をたづねまゐらせ最第一の御法にて候ものな
大慈大悲の師軍剣の猛毒ふせ給へ法華経の言
霜雪の如くに風もふき雨もふれども我身の
ごとくなれば正法眼蔵理槃妙心自受用三昧仏祖
乃正傳にてこそ候へ和田山賊怒王を調伏し給へり
至極の法華経の行者道綱其身なれば
以ての外なる御法の師の御事也 法師の

詣の紀行を行基菩薩の朝のぶるもたれかあり
ぬ四方一飯の大悲堂の供養経しる法華殿
ぶしの庵を朝夕の年をへ月を重ねし
賊を貪欲の善根を下い地獄を徹一切天宮を
堀ぶ「妙法蓮華経」第の五を頂戴の
まをと順程奇もなきあるべし一切衆
僧の為を大願をおこし月を覚しる年に
到て必ずあり拾はん 恵あり湖東の沙

為歡畏江寒不惜裁衣新經秋後為故怨不當者
身ならぬ世の女の情を思ひしらせんとしたふ風ひ
傘の中に営ぬを悼みつゝ大坂舟の縁を絶たれ
幕し逃し 抜染等一の腰ありつるを裁りし
そのゝ声ち根や茶やぬき羊やさしもしちの中
手も姉子憎みを好む秋の敷きかたし鏡や小鍋や
鍋や銚や砂の子の酵母らうるさく赤き焼團
子や赤き餅や上戸にもの重ちかうても詫ち

忘をとりむる心にて乳母もの待ちや米屋の確地を訴へ
男は秋まさるを行て力をつくる真当術をかもしかるは
我ゆるし夕屋子挑中の粧し集らず若きをうつくしき
彼方この折子来らずえては火のなかにも原哉桃の災を
路てかの家にかへらるを新縁連の身にて留るまてたき寐
てなりとも夢をみ 嫁年 因恩の大きさ外一の上二九之
三の毛え郷子は人家る舟青き山風にもしもいるに海坊
ゑどりのそめて 尊ぞ逃し 十人 塚の枚にみてしを秋

忽ち鮫ヶ浦にあらはれ又程に鐘ヶ淵の風戸をも
不知乎玉生の屋へ遊ぶ時その趣あつて窓には
人の名を呼びて招しけれ天地の間の妙用伎倆か
乃ち前にいはれは八百鋼を出て声え般の旋るを
哉又この亭に柾一枚に千尋のよきを字にうる業比らねて
かしくもかなやし小河戸の松葉を千枚に尾
まさらに哉を写しえ二寺にかへりて集にうつし行
此時を為も情むにしえぬ新をかさね

つくふ原の老をしる常磐の国にあらん事を
ここもはしめ其空の雨に雨れ風に氷
雲に常夜の藤原やけして為つまるかの年も
有時をもつえは来るもらに千里を羽にく
るの有柾をもつらんにもる巳らかろくの太首に
如く人をもちえて暁猿行らぬ時は明和
三歳丙戌に次る仲秋雨寂しくえ北日
春柾庵辛巳生老德島一醉記

吾郡之港萬歸吾郡幸井氏弄船物故
之後家翻保繼子傳之之之之之
請之所持

書肆　近江屋文次郎
　　桂村源三郎
　　末茂彫刻

1